

『バランガイ』制度について

——フィリピン共和国の地方自治制度と
その組織について——

山
根
改

目次

序論

第I部 『バランガイ』の歴史的展開

一 部族社会としての『バランガイ』の存在

(一) 前スペイン時代の『バランガイ』について

- (二) スペイン植民地時代の『バランガイ』について
 - (三) アメリカ、日本の支配下での『バランガイ』について
- 二 フィリピン独立後の地方政治
- (一) バリオ憲章制定以前の『バリオ』
 - (二) バリオ憲章制定による『バリオ』
 - (三) 改正バリオ憲章での『バリオ』
 - (四) マルコス大統領と『バランガイ』の創設
- 第II部 現在のバランガイ制度について
- 一 バランガイ制度とその機能の概略
 - 二 バランガイの役員について
 - (一) 『バランガイ』の長(バランガイ・キャプテン)の権限と機能と義務
 - (二) 『バランガイ議員』について
 - (三) 『バランガイ書記』について
 - (四) 『バランガイ出納官』について
 - (五) その他の『バランガイ役員』について
- 三 バランガイ総会について
- 四 バランガイ議会
- (一) バランガイ議会の概念

(二) バランガイ議会の権限と義務と機能について

(三) バランガイ議会に関する諸規則について

五 青年バランガイの意義と役割

(一) 青年バランガイ議長について

(二) 青年バランガイ書記について

(三) 青年バランガイ出納官について

(四) 青年バランガイ役員の特権

(五) 青年バランガイ議会について

(六) 青年バランガイ総会について

六 バランガイ司法制度について

——バランガイ裁判所としてのバランガイ調停制度について——

まとめにかえて

序論

地方自治の単位として、今日、市町村が最も基本的単位であることは、疑う余地もないところであろう。^①

第二次世界大戦後の日本の地方自治を考察すると、市町村を地方自治の基礎単位として強化充実させることを課題とするものであったといえるであろう。

しかし、ここで、この問題を巡っては、検討すべき問題が二つあるような気がする。

まず、第一は、特に今日、都市部においては、その都市化現象がすすみ、市町村の合併が相次いでいる。そのため、効果的な自治の機能というものが失われているのである。言い換えるなら、市は効果的な自治機能を果たしていないのである。

次に第二として、社会事実として、現在の市町村という単位は、アメリカ型の自治の積み上げというかたちにはすぎないのである。そして、この市町村という単位よりも、もっと小さな単位で、住民の自治単位というものが古くから存在していたのである。例えば、町内会がそれである。

眼をヨーロッパやアメリカに転じてみると、コミュニティと考えられる集団が直ちに市町村となった。それらが法人格を有して自立した。そしてこの過程が、近代的な地方自治の定型であった。²⁾

しかし、日本の市町村は、住民の集団が自立して法人格を有した過程がない。自立的な集団の存在はしかしながらあった。明治政府は、町村合併を行った。旧来のものは、住民の集合単位が小さかったので政策的に強大化をはかり、国政の一端を担えるまでにしたかったのである。そこで旧来のものは、地名として単に残しただけだった。そして、昭和期に入ってくると、町内会や部落会の存在意義が認められるようになっていくこととなる。国の政策を遂行するために、末端にまで徹底させなければならなかったからである。そのためには、市町村という単位では、十分に効果が発揮できなかったからである。そこで町内会だとか部落会だとか、あるいは隣組または、その連合会などが法律上の存在はなかったが、整備されていったのである。³⁾これが後に、大政翼会の末端組織ともなったのである。このことが、戦後、占領軍によって、反民主主義組織とみなされることともなった。そして解散させられた。つまり近年、日本のもっともちいさな住民自治の単位は、ここでも切り捨てられたのである。いずれも近代化という理由によって

である。しかしながら、この伝統的な集団は、任意で存在している。

さて、眼を近隣アジア諸国へと転じてみると、日本のような集団の存在が確認される。例えば、我が国に最も近い国である韓国は、現在でも住民の伝統的集団として最小の単位として班⁴が存在する。また、インドネシアでは、隣組⁵が存在する。

フィリピンでは、市町村の下に、《バランガイ》とよばれるものが存在する。これは日本の町内会をいくつか組み合わせたぐらいの規模である住民集団である。元々、これは独立した部族集団であったのだが、スペイン支配時代に、バリオと改められ、地縁化していったものである。バランガイの長は住民の代表であるが、政府から依頼される職務が多いため半役人化している。その他にも、紛争解決の調停者としての機能をもっている。

要約すると、アジア諸国における町内会のような種類の住民の集団は、近代化のシンボルとも言える市町村制度を導入したけども、それとは別の生活形式として、その地に結び付いたものとして存在しているのである。そして、これこそが、アジアの地方自治の特色ではなからうか。制度としての市町村制度とべつに対立することなく、この制度に適應して、存在しているのである。そしてそこで、住民集団と市町村制とが別個のものとして機能しているようにみえる。

ふたたびここで、現在の日本に目を転じると、現状は住民の日本に目を転じると、現状は、市民参加による地方自治という流れに移行している。

市民参加という機能を充分に実現していくには、まず、町内会といったようなレベルから、住民の参加が開かれなければならないと考える。

フィリピンのバランガイと日本の町内会あるいは自治会とよばれるものは、比較した場合、制度内であるか制度外

であるかという相違はあるが、共通点も多々ある。例えば、伝統的なものであることである。また、両国とも、アメリカの統制化にあって、制度面でも影響を受けていることである。しかし、今なお、日本では任意団体として、フィリピンでは国の保護の下で現存しているのである。

そこでここでは、バランガイと言うものを明らかにし、アジアと日本の地方自治というものを考え直すひとつの材料としたいのである。

第一部 『バランガイ』の歴史的展開

一 部族社会としての『バランガイ』の存在

(一) 前スペイン時代の『バランガイ』について

それでは、バランガイとは元来どのようなものであったのだろうか。

元々、バランガイとよばれる集団は、スペイン人がフィリピンへ来るよりも以前から(前スペイン時代⁶)から存在していたのである。

フィリピンのこの前スペイン時代の人々は、海岸だとか、湖の周辺あるいは河川の流域などの水辺に近い低地に住み、そこで、バランガイとよばれる小さな集団を形成していたのである。この『バランガイ』という言葉は、かつては、マレーシア半島から移住してきた人たちの乗船していた船(小船)のことを意味したのであった。⁷のちに、これが転じて、一隻の小船に乗って移住してきた人々のことを意味するようになる。⁸前スペイン時代の人々はこういうよう⁹にして、移動、しかも集団移動を繰り返していたと推測されている。

バランガイは通常、三〇戸から一〇〇戸程度の単位の家族で構成されていた。¹⁰⁾ 生活の条件が比較的恵まれている平野部では、何百もの大集落があったとされるが、そこにも複数のバランガイが存在していたのであった。ところで、このような隣接したバランガイの間でも、これを統一するような組織は成立していないのである。したがって、バランガイは一個の独立した社会であって、最大の社会であった。

バランガイのもっとも重要な機能は、自分たちの生活の場の確保であった。農業に適した平地部や漁業あるいは商取引に適した所は、バランガイの独占的な所有権が主張された。そして、これとバランガイの構成員の生命を守り、確保することは重要な機能であることは言うまでもないことだ。

ところで、バランガイは、統率者であるダトウ (datu) を首長とし、それを中心にまとまった親族集団であった。ダトウは世襲制であったが、慣習にしたがって権限を行使するものであった。しかし絶対的な権力を有するものではなかった。したがって、不都合があれば、いつでも交替させられたのである。¹¹⁾ そこで、ダトウの関心事は専ら、いかに多くの人々を自己の統率下に置くかであった。さて、それはさておき、当時のバランガイには四つの身分階級、すなわち、ダトウ、ティマガ (timaga) 、ナママハイ (namamahay) 、サギギル (sagigilir) ¹²⁾ が存在したのである。

この四つの階級はそれぞれ次のように特徴づけられる。

サギギルとは、すべての労働力を搾取される階級である。そして、ナママハイとは、土地やその他の生活手段を所有しつつ、部分的に労働力を搾取される階級である。一方、自らの生活手段によって、自らの労働の成果を自らの手に納めると同時に、サギギルとナママハイを搾取する階級がティマガである。¹³⁾ そしてダトウは、バランガイのすべての土地を所有する所有権をもち、サギギルとナママハイを搾取したのである。ダトウは先述のように、バランガイを統率するまとめ役であり、専制的なものではなかった。またダトウは、もう一つ主要な責務があった。それ

は、バランガイ内で生じた紛争の調停者として、バランガイ内の秩序を維持することであった。ただ、これもダトウの独占的なものではなかった。一部は長老によって分担されたのである。¹⁴ こうして考察すると、バランガイでのダトウとは、バランガイをとりまとめる人物でしかなく、ダトウの能力によってバランガイの再編が常に繰り返されていたのである。このことが、統一国家をもつことなく、フィリピンがスペインに容易に植民地化された一つの原因であると考えられる。

(二) スペイン植民地時代の『バランガイ』について

レガスピイ¹⁵は自分に忠実な家来に植民地を分割して与えるが、最初の七〇年間¹⁶は地方政府という存在がなかったのである。

最初は、スペインの地方長官のもとに、バランガイをバリオと改めて、その長および宗教指導者を植民者と原住民との中間者としておき、しだいに町村制¹⁷を導入していった。これは、キリスト教布教の拠点ともなっていたのである。¹⁸ 町は、数個の部落や村から構成され、その長 (gabernadorci)¹⁹ は原住民より選出された。村には、村長が置かれ、住民からの貢納を徴収することが義務づけられたのであった。²⁰²¹

その後スペインは、地方政府の設置を実施した。これには、エンコミンダ (Encomienda)²² が導入されたのである。管理する土地から租税を徴収して、その代わりに、その土地を管理し、キリスト教の布教を義務づけられたのである。エコミエンダ制は、十七世紀末までには廃止され、これに代わって登場したのが県制²³であった。県 (provincia) は、いくつかの町から構成されていた。県の長は、その管轄地域内では、王の代理人として、租税の徴収をする権限をもっていた。²⁴ なお、この間のバランガイはスペイン語でバリオ (Barrio) とよばれている。また、ダトウはカペサ (capeza) とよばれた。そして同時に世襲制から任命制²⁵にあらためられている。

(三) アメリカ、日本の支配下での『バラングイ』について

前述したところから、理解できるように、スペインは中央集権体制を確立した。県を置き、その下に町を置き、さらにその下にバリオを置いたのである。そして、バリオは、その長が、税を徴収したりして、支配体制を確立していったのである。したがって、地方政府の権限は、貧弱なものであった。

一八九八年、スペインに代わってフィリピンを支配したアメリカは、県の下に町 (municipality) を置き、地区 (district) に分割し、末端組織であるバラングイをテニエンテデル・バリオ (teniente del barrio) と改名し、バリオに関する制度を定めたのである。²⁶⁾

一九四二年より始まる日本軍市政権下では、軍政府は協力組織を設立した。これは、無理やりにつくらされたという表現が適切である。また、同時に、ダナス (DANASE)²⁷⁾ とよばれる隣組の制度を設けている。²⁸⁾

アメリカも日本も基本的には、スペインのバリオの制度を解体はせずに、その統治に利用したのである。

二 フィリピン独立後の地方自治

(一) バリオ憲章制定以前の『バリオ』

一九四六年七月四日、ついにフィリピンは悲願の独立を達成した。しかし、産業は低水準であり、農業経済から脱却できない状況であった。さらに、その上、国民の識字率は六〇%であり、ところが実際、読み書き能力があった者は、五四%²⁹⁾にすぎなかったのである。こうした農民がバリオを政府として運営できるかという疑問があったことは、誰でも容易に推察できるであろう。こうした中、大統領に就任したマグササイは、³⁰⁾バリオに焦点を絞り住民の自治能力を高めることを目指した。こうして、一九五五年には議会では農民をバリオ政府の中に組み入れる試みがなされた

のである。そして、バリオ内においての議会を制度的に整備しようとしたのである。その結果、次のように構成されたのである。

① バリオ議会は、リユートナイトとよばれる議長と副リユートナイト、それから生活、教育、保健の各任務にあたる議員により構成される。

② 議長と副リユートナイトは選挙資格のある住民の三分の一以上が出席した集会で選ばれる。

③ 有権者とは六ヶ月以上、バリオに居住する二一歳以上の世帯主である。

④ 被選挙権を有する者とは、③以外に、バリオの役職者として訓練を受け、経験を有する者である。

⑤ バリオ議会の構成員は、報酬や手当はなしとする。

⑥ バリオ議会は、町の条例や法律に違反しない限りで規則を定めることができる。

⑦ バリオでは予算を編成し執行する。

(二) バリオ憲章による『バリオ』

バリオ憲章⁽⁹⁾により、はじめて町に準ずる地方公共団体 (quasi municipal corporation) としての規定が定められた。これにより、自治能力を高めることとなるのだが、その一つとして、⁽¹⁰⁾初めてバリオ集会 (bario assembly) が設置されたのである。住民参加により、ここでは、① バリオ議員の選挙、② バリオ議員への報酬の用意、③ バリオ政府運営の資金確保、④ バリオ内の福祉の促進、⑤ バリオのために契約の締結を行う、⑥ 法律の定めるところにしたがって、提案された議題について決定をする、という六つの権限を有したのである。

また、このバリオ集会と並んで、意思決定機関としてバリオ議会⁽¹¹⁾が設置された。ここでは、① 公共事業の実施、② 福祉の促進、③ 国や県や町の行う事業への協力、④ 住民の教育の充実への努力、⑤ 社会計画を行う、⑥ 政府資金で建

設された施設については、その利用時に、利用料金を徴収する、⑦青少年の非行防止に努める、⑧租税の徴収、という権限が与えられていた。

以上から、バリオ憲章制定以前と以後では、異なることが幾つかあることに気づくのである。まず一つめは、バリオ集会が新設され、バリオの自治基盤が確立された。二つめは、バリオ議会の権限の強化である。三つめは、バリオ内の治安の維持の強化である。四つめとしては、これが大きな進歩であるが、普通選挙の実施である。最後に五つめとして、財源の確保が強化されたことである。

(三) 改正バリオ憲章での『バリオ』

改正バリオ憲章が施行され、一層の自治の強化がはかられたのである。

今回の憲章の特色としては、バリオ議員のリコール、予算案の承認、補正予算の編成等については、住民投票ができるようになったことである。また、議員選挙は、選挙管理委員会の監督下で行われるようになったのである。

(四) マルコス大統領と『バラングイ』の創設について

マルコス大統領は、マルコス政権の安定とさらには、自己の三選問題をかかえていた一九六〇年代後半から七〇年代前半に、フィリピン共和国の危機を主張し、一九七二年九月二三日午後七時三〇分に、テレビ、ラジオを通じて、前日の午後九時に、全土に戒厳令がしかれたことを明らかにした。以後、一九八一年までの間、この時代を〔戒厳令時代〕とよばれることとなった。

マルコスは行政と立法の二つの権力を握って、布令 (Decreets)、一般命令 (general orders)、布告 (proclamations)、通達 (letter of instruction)、などの諸法令を制定した。さらには司法にまで影響力を行使したのであった。

そして、当然、地方政府にも、強いコントロールを試みたのである。マルコスは大統領布令³⁶を全国に発して、市民

集会 (citizens assembly) を設置したのである。後に、これは『バラングイ』を改正される。そしてこの集会への参加資格者は、一五歳以上の者と定められたのである。より若い世代のとりこみをねらったものである。このことが、マルコスの政権での極めて重要な役割を演じることとなったのである。しかしまた、これが、マルコス政権を揺るがす原因ともなったのである。

一九七四年九月二一日に、改正バリオ憲章は、『バラングイ憲章』³⁷と改名され、一九八三年には、地方自治法のなかに規定として、組み込まれたのである。

第II部 現在のバラングイ制度について

一 バラングイ制度とその機能の概略

現在のバラングイに関する規定は、地方自治法典 (Local Government Code)³⁸ によって定められているが、このバラングイ制度については、憲法第一〇条の第一節の中に、「フィリピン共和国の地方自治体は、県、市、町村およびバラングイとする³⁹。」と明記しているのである。

バラングイは、最も基本的な政治単位として自らのコミュニティ計画を行い、政府の計画、開発事業、その他の諸活動を行うものであり、そして住民の集合的な意思がつけられる場所である。バラングイには、まず、住民の意思を決定する機関として、バラングイ総会 (Barangai Assembly) がある。これは一五歳以上の住民によって構成され、年二回の定例総会と臨時総会が開かれる。なお、現在は、一バラングイは二千人以上の住人で構成されているが、ただし、首都圏や都市部では、人口五千人以上で一バラングイが形成されている。

バラングアイの長 (Punong Barangay) は、住民により選挙される。その資格は、二三才以上の住民であることとされている。任期は六年である。

バラングアイの立法機関としては、バラングアイの長を議長とし、議員と青年バラングアイ議長を構成員とするバラングアイ議会 (Sangguniang Barangay) が設置されている。

青年バラングアイ議長とは、青年バラングアイと呼ばれる組織の長である。この組織は、バラングアイの一五歳以上二二歳以下の年齢の住民によって構成されている。日本でいう青年団とも言えようか。しかし、その議長は、バラングアイ議会の構成員である。つまりこのことからわかるように、バラングアイの政治の中核の中に組み込まれているのである。

ところでバラングアイの中心は、バラングアイの長である。バラングアイの長は、行政の責任者であり、立法機関の構成員であり、しかも、バラングアイ裁判所においても、中心的な役割を演じているのである。つまり、バラングアイの長は三権を有しているのである。

以下、これらを詳しくみていくこととする。

二 バラングアイの役員について

(一) 『バラングアイ』の長 (バラングアイ・キャプテン) の権限と機能と義務

バラングアイの長は、フィリピン共和国では一般的に、バラングアイ・キャプテン (barangay captain) とよばれている。ただ、マニラでは、バラングアイ議長 (barangay chairman) とよばれている。以後、本論文では、バラングアイ・キャプテンとよぶこととする。

バランガイ・キャプテンがバランガイ政府の長であることはいうまでもないが、そのバランガイ内において、あらゆる権限と義務そして機能行使しなければならないのである。

その権限と義務と機能については地方自治法典のなかで次のように規定されている。⁽⁴⁾

- ① バランガイ内では、そこで適応するあらゆる法律と条例を行使する。
- ② バランガイ議会の承認のうえで、バランガイに関する契約について交渉をし、契約の締結をし、これに署名する。
- ③ バランガイ内での社会秩序の維持に努めなければならない。またそのためには、各市町村長に協力を行い、あるいはバランガイ議員にも協力を要請するものである。

④ バランガイ総会の招集、またはバランガイ議会の招集をおこなう。さらには、バランガイ総会の議長を務めなければならない。その総会において、可決・否決の投票を行った場合に同数のときは、その決定権をもっているのである。

⑤ バランガイ議員の過半数の承認のうえでバランガイ書記 (Barangay Secretary) とバランガイ出納官 (Barangay Treasurer) を選任しなければならない。また、その他の必要な役員についても同様に、選任しなければならない。

⑥ バランガイ内の秩序維持につとめることはいうまでもないが、バランガイ内での緊急事態や災害発生時には、緊急対策隊を組織して、その指揮に当たらなければならない。

⑦ バランガイ議会において、バランガイの一年間の行政計画と予算についての計画をつくらなければならない。

⑧ 予算の支出に関する承諾を行う。

⑨ 環境の保護と環境汚染規制に関する法律と条例を遵守するようにしなければならない。

⑩ バランガイ裁判所を開廷する。

⑪ バランガイ議員の指揮監督をしなければならない。

⑫基本的な公共サービスの供給を保障しなければならない。

⑬教育・文化・スポーツ省 (Department of Education Culture and Sports) と協力して、国内での大会やあるいは国際大会において、スポーツの伝統とその精神をいかになく発揮できるように、日頃から訓練するように指導し、また規制の遵守ということを指導しなければならない。

⑭バラングアイの社会福祉の促進につとめなければならない。

⑮その他あらゆる権限を行使し、義務と機能を実行するものである。

(二) 『バラングアイ議員』について

バラングアイ議員はバラングアイ議会^⑭を構成する重要な構成員である。バラングアイ議員もバラングアイ・キャプテン同様そのバラングアイ内の住人の直接選挙によって選出される。議員数は六名である。任期は三年である。

(三) 『バラングアイ書記』について

バラングアイ議員はバラングアイ・キャプテンにより任命される。その場合にバラングアイ議員の過半数の承認を必要とする。バラングアイ書記に任命される必要な要件としては次のものが必要とされる。

- ①一八歳以上であること。
- ②選挙権を有していること。
- ③そのバラングアイに一年以上居住していること。
- ④バラングアイ議員ではないこと。
- ⑤公務員でないこと。
- ⑥バラングアイ・キャプテンと四親等内の直系・傍系親族でないことである。

つぎにバランガイ書記の義務についてみる。

- ① バランガイ議会とバランガイ総会の議事録の保管と管理をすること。
- ② バランガイ議会とバランガイ総会の議事録を作成し、その管理を行うこと。
- ③ バランガイ総会出席資格を有する住民の名簿の作成を行う。バランガイ内の掲示箇所にバランガイ総会に関する掲示を行う。

④ 選挙管理委員会と協力して、バランガイ役員の選挙、住民投票を行うために必要な書類を用意する。

⑤ 出生届、死亡届、婚姻届に関しては市町村の住民課と協力して、これらの届け出が速やかに行われるようにする。

⑥ 次のようなバランガイ住民の最新記録を管理する。i 氏名、ii 現住所、iii 生年月日と出生地、iv 性別、v 職業、vi 国籍、vii その他、法律と条例により必要とされるもの。

⑦ バランガイ議会から要請があつた場合には、直ちに、正確なバランガイ住民数やその他必要事項を報告しなければならぬ。

⑧ 法律と条例の定めるところにしたがつて、その他の義務を履行しなければならない。

(四) 『バランガイ出納官』について

バランガイ書記と同様に、バランガイ・キャプテンによって任命される。バランガイ出納官もバランガイ書記と同様な要件を満たしていることが必要とされる。

つまり、このことが意図していることは、バランガイ書記及びバランガイ出納官がバランガイ・キャプテンと共謀することを防ぎ、また、バランガイ議会と政府の役人との利害対立がバランガイ内で起こることを防ぐという目的があるのである。そしてこのことにより、より民主化を図ろうとしているのである。

つぎにバランガイ出納官の義務についてみると、基本的には、バランガイの資金の運用と財産管理である。しかしながら、それ以外にもいくつかある。また、幾つかの権限⁴³をもっている。

① バランガイの資金運用と財産管理を行う。

② 税金、料金、寄付金などを集めるほかに、バランガイ出納官の権限で、その他必要な雑収入を徴収し、これに対する公金領収書を発行する。

③ 予算編成手続にしたがって、資金を運用する。

④ 一年間の歳入・歳出の予算案をバランガイ・キャプテンに提出しなければならない。

⑤ 年度末には、バランガイ出納官は管理しているすべての資金と財産についての決算報告書を提出しなければならない。さらに、バランガイ総会の構成員やあるいは政府の関係官庁がこの報告書をいつでも入手できるようにしておかなければならない。

⑥ 必要と認められる場合には、資金を運用できる権限を有するのである。

⑦ バランガイ内にある辺地への郵便配達業務への協力をを行う。

(五) その他の『バランガイ役員』について

バランガイ・キャプテンはバランガイの管理に十分に必要と認める場合には、その他のバランガイ役員もしくは従事者を任命することができる。ただし、この任命は、地方自治法典ならびにその他の関係する法律および各バランガイ条例の範囲内で必要と認められるものに限る。例えば、とりわけ有名なものとしてはバランガイ・タノッド (Barangay Tanod)⁴⁴、バランガイ道路清掃隊 (Barangay Streetsweepers) やその他必要とさせる役員であるが、そのなかには、朝夕の交通ラッシュ時に交通整理にあたるバランガイ交通管理隊 (Traffic Brigade) などもある。

各役員及び従事者は、その balan-gai 内の住民の自由意思での参加である。その任期については、特に定めてはいない。また、この編成された実行隊の隊長は、すべて、balan-gai・キャプテンと議員の話し合いで決まり、任命される。隊長は事故の負担を軽くするという目的で、幹事 (Manager)、とかチーム・リーダー⁽⁴⁵⁾をおくことができるのである。

ところで、この実行隊への住民の積極的な参加が望まれるところであるが、それを強く望むことは、やや困難であると思う。なぜならば、無報酬であるためである。これが最大の原因である。実行隊のなかには、身体の危険を伴うものがあるが、そういうものに対して無報酬というのは、今後、検討する問題ではなかるうか。これでは住民の積極的な参加を期待するには限界があると思うのである。筆者の勝手な考えではあるが、現在のフィリピンは高い失業率⁽⁴⁶⁾を記録しているので、このことと、うまく結び付けられはしないかと考えるのである。

二 balan-gai 総会について

balan-gai 総会は、各 balan-gai の区域内の住民にとって構成される、いわゆる「市民集会」である。

その balan-gai 総会を構成する住民はフィリピン国籍を有する者であり、年齢が一五才以上であって、しかもその balan-gai 区域内に六ヶ月以上継続して居住している者に限られるのである。これらの要件を満たしている者は、balan-gai 書記によって、登録されることによりはじめて、balan-gai 総会に出席できるのである。

この balan-gai 総会は、年に二回定例総会を開くこととされている。そしてここでは、balan-gai 議会から、上半期・下半期の活動と決算についての報告がなされるのである。

balan-gai 総会には、balan-gai・キャプテンと少なくとも四人以上の balan-gai 議員の出席と、出席資格のある

全住民の五分の一以上の出席をもって開会されるのである。

バランガイ総会の開会については、開会日の一週間前までに告示しなければならないとされるが、ただし、住民の安全性に関する事柄の場合には、この限りではない。

バランガイ・キャプテンが何らかの理由で不在となった場合（例えば、突然の死亡）には、バランガイ議員の中よりバランガイ・キャプテンの代役を選出するか、あるいはバランガイ総会の出席資格を有する者から、その代役を選出しなければならない。

このバランガイ総会の議事録は、バランガイ書記により執られるが、もし、何らかの理由で、バランガイ書記が不在となった場合には、バランガイ議員がこれにあたり、この議事録を保管しなければならない。

三 バランガイ議会

(一) バランガイ議会の概念

バランガイ議会は、バランガイにおける立法機関としての要素をもち、このバランガイ議会はあらゆる法律の定めるところを履行するにあたり、必要な場合には条例を制定することができる。この条例が憲法の精神に合致していなければならぬことは言うまでもないことである。そして、当然なこととして市町村の条例にも違反してはならないのである。ところで、このバランガイ条例はどちらかと言えば、条例と言うよりもバランガイ内での「申し合わせ」あるいは「取り決め」と言う方が正しいかもしれない。いずれにせよ、この条例を審議し決定するという権限を有しているのである。このバランガイ議会を構成する構成員は、バランガイ・キャプテンと六名のバランガイ議員を青年バランガイ議長、それとバランガイ書記・出納官である。

(二) バランガイ議会の権限と義務と機能について

ここではバランガイ議会の権限と義務と機能についてみてみる。

① 関係するあらゆる法律を履行するにあたり、またバランガイを構成する住民の社会福祉の促進に必要と認められるときは、条例を定めることができるのである。このことは、バランガイ内の適切なる管理と公共の福祉を高めるものであり、また、地方政府の末端組織としてのバランガイの利益を保護するものである。

② 地方自治法典に定める範囲内で、新たな税制を敷くことができるのである。

③ 一年間の予算と補正予算を組むことができるのである。

④ バランガイ内での事業の遂行と促進のためにバランガイの一般予算のなかにそれを組み入れることができる。また目的に応じては、別に、資金を運用することができる。

⑤ バランガイ全体のために、また、バランガイの住民の社会福祉のために必要であると認められるものについては、それを提議することができる。

⑥ 住民の経済状態の改善や住民の福祉の推進を行っている関係官庁や機関に協力すると共に、その促進につとめなければならない。

⑦ バランガイ内にある政府基金により建設された施設（例えば、多目的ホール、歩道、パティオ、⁴⁶⁾農作業に使用する施設、給水所、バランガイ・マーケット⁴⁸⁾など）を管理し、その使用料を徴収する。

⑧ バランガイの住民、そこに土地を所有している者、そこに事務所あるいは工場を所有している製造業者や販売業者に対しバランガイの特別な公共事業や共同作業への寄付金や寄贈を求めたり、または奉仕活動を求めることができる。

⑨ バランガイの特別な公共事業や共同作業に関しては、国や各県、市町村に設立されている関係団体に、バランガイの住民に対する助言を、財政・技術面でもとめることができる。

⑩ すべてのバランガイ役員の活動のために必要な報酬、旅費、手当および支給金を用意しなければならない。ただし、地方自治法典で定めてある限度を超えてはならない。^⑭ また、これらの報酬等の増額を一度認めた場合には、その認められた役員の任期が終了するまで、再び増額は認められないのである。

⑪ バランガイ事業の活動費の決定をおこなうことができる。その事業活動の収益は課税対象から外される。また、その収益はバランガイの一般予算に組み込まれる。特別な活動であるこの活動に必要な支出については、許容の範囲で決められるものである。この活動は国の政策およびその活動に参加する人の健康と安全性、倫理性にしたがうものでなければならない。ところでこの活動は、国政あるいは地方選挙、国民投票または住民投票がおこなわれる期間中および、それが終了した六〇日以内に実施してはならない。この活動の決算については、バランガイ・キャプテンの承認の下、バランガイ議会がこれを行い、報告を行わなければならない。

⑫ バランガイ・キャプテンの締結する契約について承認を行う。

⑬ 通常、バランガイの行政上に絶対に必要な場合には、総額が一〇〇〇ペソを超えない範囲で、直接、バランガイ出納官が支出することを認めることができるのである。

⑭ バランガイ条例の違反者に対しての罰金を徴収する。ただし、その場合には、総額が一〇〇〇ペソを超えてはならない。

⑮ バランガイ裁判所の開廷に関しては、必要な手続き等を規定することができる。

⑯ 各種委員会 (Barangay Committees) やバランガイ・タノッドを編成し、公共サービスに応じなければならない

い。また必要な場合には、その他の公共のサービスのために各団体を組織することを承認する。

⑰定期的に文化的な講演や講義を企画し開催する。また、現在の社会問題（例えば、公衆衛生設備の設置、栄養摂取に関する問題、教育の充実の問題、薬物汚染と青少年の非行問題など）について考える討論会を開催する。さらにそれに対する対策を講じなければならない。これは、住民の政治参加を容易にするのにおおきな役割を演じている。

⑱ バランガイ内の浮浪者や無権利居住者の増加を制御し阻止するための対策を講じなければならないのである。

⑲ バランガイに居住している子供（特に七歳以下の児童を指す）の適切な発育とその福祉に関する規定を定める規定を定めることができる。その場合には、子供の発育を保護する活動を促進し助成するものでなければならないのである。また、バランガイ・ハイスクール (Barangay High School) の設置にもつとめなければならない。そして、教育・文化・スポーツ省に協力し、必要な場合には、バランガイ内に非公式な教育センターの設置を行わなければならないのである。

(三) バランガイ議会に関する諸規則について

バランガイ議員選挙終了後九〇日以内に、第一回の定例議会を開かなくてはならない。開会に関しては、既存の諸規則にしたがって行わなければならない。その諸規則は次のようである。

① 適切に議会を構成し、公正にバランガイ役員選挙が行われるようにつとめなければならない。また、各種の委員会を組織する。この委員会の創設には、特に別段の制限はない。この委員会には、歳出委員会、女性と家庭に関する委員会、人権委員会、青少年育成委員会、スポーツ振興委員会、環境保護に関する委員会、生活協同委員会などがある。

② 議事録の記入と管理

③ 条例の制定の手続きを行わなければならない。

④ 議会開会に関する手続きを行う。

⑤ 議員の無秩序な行為に対しては懲罰を加える。例えば、無届けでの長期におよぶ議会欠席（具体的には連続四回以上連続して、議会を欠席した場合）、あるいは、議会より非難されるような行為に対しては、規則により、六〇日以下の停職あるいは免職となるのである。これらの懲罰は、議会の三分の二以上の賛成によって決定される。また、議員が一年以上の懲罰刑に処せられた場合には、議員はその職を自動的に失うのである。

⑥ 議会は少なくとも三ヵ月に一度は開催されなければならない。

⑦ その他に必要なときに議会は開会される。⁽⁵⁾

以上がバランガイ議会に与えられている権限と義務と機能それに諸規則である。

ところでバランガイ議会では、バランガイ・キャプテンが議長を務めることがほとんどである。ここでの議長は重要事項の決定に関する投票権はない。しかし、同数の場合には、議長にも投票権が生じるのである。

ここでみる限りだと、バランガイ・キャプテンと議長そしてバランガイ書記と出納官を中核として、各種の委員会を内部に取り込んで、あるいは傘下に入れながら、かなりの権限を有していることとなる。また、ここでは多種多様な機能を発揮しているのである。このようにしてみると、バランガイ議長とは、立法府、行政府、司法府の三権を兼ね備えた、つまり「全能組織⁽⁶⁾」であるとも考えられるのである。

五 青年バランガイの意義と役割

(一) 青年バランガイ議長について

青年バラングай (Sanguniang kabataan) という組織がバラングайには存在するのである。これは地方自治法典に定められている。⁵³⁾ この青年バラングайとは、「青年の青年による青年のためのバラングай政府」と言えるであろう。この青年バラングайの役員はフィリピン国籍を有している者、一年以上、そのバラングайに居住していて、年齢が一五歳以上二二歳以下の者であること。そして、英語とフィリピン語⁵⁴⁾あるいは地方の言葉を読み書きできなければならないのである。

青年バラングайは、青年バラングайン議長 (Sanguniang kabataan chairman) と七名の青年バラングайン議員とそれに出納官と書記が各一名づつによって構成されている。青年バラングай議長は、バラングай内では青年の指導的立場の者として位置付けられている。青年バラングай議長はバラングай議会の構成員として議会に出席しなければならないのである。そして、青年バラングай議長はバラングай議員と同様の権限と義務と機能を有するのである。さらに、バラングай内の青年のまとめ役となり、青少年の文化教育とスポーツの振興につとめなければならないのである。

先述のように、青年バラングай議長はバラングай議員と同様の権限と義務と機能を有してはいるが、それ以外にもいくつかある。それは次のようなものである。

- ① バラングай議会と青年バラングай議会の招集と議事の進行を行うことができる。
- ② バラングай議会と協同で、バラングай内の政策や計画や事業を実行しなければならないのである。
- ③ 青年バラングайの活動ならびにその構成員を指揮し監督しなければならない。
- ④ 青年バラングай議会と協力して、青年バラングай議員のなかより、青年バラングай書記と青年バラングай出納官そしてその他、必要と認められる場合には、他の役員を任命する権利を有しているのである。

⑤その他法律と条例の定めるところにしたがって、必要な場合には、権限を行使するのである。

ところで、もしも青年バランスガイ議長の席が空席となった場合には（例えば、突然の死亡、辞表の提出等）、選挙で次点であった者がこれに就くのである。もし次点の者が二名以上いたら、決選投票を行うのである。新しい議長が決まるまでは、青年バランスガイ議員がこれにあたる。

(二) 青年バランスガイ書記について

青年バランスガイ議員に選出された者のなかより、青年バランスガイ議長が青年バランスガイ書記を任命する。
青年バランスガイ書記の義務は、次のとおりである。

① 青年バランスガイ集会和青年バランスガイ議会の議事録をつける。

② 青年バランスガイ集会和青年バランスガイ議会や各種の委員会での議事録の管理をしなければならない。

③ バランスガイ書記と選挙管理委員会に協力して、選挙人名簿の作成と、国民投票と住民投票に必要とされる公文書の用意などをおこなう。

④ その他、必要な場合に青年バランスガイ議長の指示に従うものである。

(三) 青年バランスガイ出納官について

青年バランスガイ議長が青年バランスガイ書記と同じように、青年バランスガイ議員のなかから任命する。
青年バランスガイ出納官の義務は次のようである。

① すべての青年バランスガイの資産を管理しなければならない。

② 寄付金、寄贈品、その他青年バランスガイの為に寄付を受けた場合には、それらを管理しなければならない。

③ 青年バランスガイ資金の管理と運用を行わなければならない。

④ 必要な場合には、いつでも資金を運用する資格を有し、これを運用しなければならない。

⑤ 毎月月末には、正確な歳入歳出についての報告を balan-gai 議会と青年 balan-gai 議会に提出しなければならない。

⑥ その他必要な場合には、青年 balan-gai 議長の指示に従わなければならない。

(四) 青年 balan-gai 役員の特権

青年 balan-gai の役員には、特権が用意されている。

青年 balan-gai 議長は、balan-gai・キャプテンや、balan-gai 議員、書記、出納官と同様に報酬、手当、旅費などを受けることができる。

また、青年 balan-gai の役員が、大学、短大や高等専門学校に入学あるいは在学している場合には、その入学金および授業料が免除されるのである。(ただし、この場合の大学、短大、高等専門学校とは、国立と公立に限るのである。また、これらの学校は、入学者の居住する balan-gai あるいはその近くの balan-gai にあることを必要とする)なお、これらの入学金や授業料は国家予算より支出されるのである。

(五) 青年 balan-gai 議会について

青年 balan-gai 議会は、青年 balan-gai 議長と議員によって構成される。

青年 balan-gai 議会には、定例議会と特別議会の二種類の議会が開催される。

定例議会の場合、毎月一回、青年 balan-gai 議会で定められている日と場所で開会される。

特別議会は、青年 balan-gai 議長あるいは三名以上の議員によって招集されるが、遅くとも議会開会の一日前までに、特別議会の議題、日時、場所を知らせる通告書を配布しなければならない。

定例議会であっても特別議会であっても、その通告書を balan-gai・キャプテンと balan-gai 議員へ提出しなければならぬ。

(六) 青年 balan-gai 総会について

青年 balan-gai を構成する全青年によって構成される。

この総会が開会されるときは、青年 balan-gai 議長が必要と認めるときである。また、構成する全青年の一〇分の一の青年が要望した場合にも開会される。

六 balan-gai 司法制度について

—— balan-gai 裁判所としての balan-gai 調停制度について——

各 balan-gai には、balan-gai 裁判所 (Lupon Tagapayapa) が設置されている。ただ、ここで、(Lupon Tagapayapa) を balan-gai 裁判所と訳したが、この機関に適切な日本語の訳が見つからないのだが、裁判所と訳するのが、最も適切であると思ったからである。この言葉の元々の意味は、タガログ語では、「争いごとを平和的に解決する」⁽⁵⁵⁾ という意味である。したがって、どちらかというと、ここでは、「調停委員会」と理解するのが適切かもしれない。

そもそも、balan-gai 裁判所の設置については、地方自治法典のなかで明記されているのであるが、元々、フィリピンでは、このような制度が伝統的にそして慣習として存在していたのである。このことについては、「スペイン人の統制下にはいる以前から、すでにフィリピンでは、人々は、balan-gai とよばれる彼らのコミュニティのなかで、彼らによって、紛争を円満にかつ迅速に解決する方法と規則をもっている」と Murga と Loarca が記述していると

ころからも推察できるのである。

また、社会学者の Frank Lynch は「紛争を円満解決しようとする姿勢は、フィリピンの文化として根付いているのである。」「そして、このことが、〈平穩な人間の相互の関係〉(smooth interpersonal relation) である。」と述べている。⁵⁷⁾そして最後に、「このことが、良好な友好関係 (Pakikisama) と円満解決 (go-between) によって維持されるものである。」と述べている。⁵⁸⁾

そして、このような伝統をふまえて、一九七八年、大統領布令⁵⁹⁾によって、バラングイ裁判所の設置が決定された。当時のフィリピンはバラングイの再編が進行中でもあった。また、裁判所の訴訟遅滞の問題も深刻化⁶⁰⁾していて、その解決が急がれる状態であった。そこで、バラングイの自治と紛争処理という問題が重視したことは、当然の成り行きであったかもしれないのである。

いずれにしても、フィリピンの昔からの伝統的な、友愛的に住民の争いの解決という慣習を公に認めて、迅速で円満な解決を目指したのであり、積み重なる訴訟事件を減らし、より公正な裁判を目指したのである。以後、これが現在のバラングイ裁判所制度に至るのである。

それでは、現在のバラングイ司法制度をみてみることにする。

まず、ここでは、バラングイ・キャプテンにより裁判所(調停委員会)が組織される。この裁判所(調停委員会)は、バラングイ・キャプテンを委員長として構成される。その構成員は、一〇名以上二〇名以下の人数である。人数は、そのバラングイの人口や訴訟件数に比例するのである。そして、その構成員は、バラングイ・キャプテンによって任命されるのである。その任期は三年とされるのである。また、法律家はその任命資格を有してはいないのである。つまり、この裁判所(調停委員会)は素人である。なお、この裁判所(調停委員会)は、後述するが、実際に調停を

行う調停會議 (Pangkat) の母体となるものである。

つきに、バランガイ裁判所での、「調停手続」についてみてみることにする。

紛争処理手続は、最初に、バランガイ・キャプテンによって行われる。裁判を求める者は、まず、バランガイ・キャプテンに対して、文章あるいは口頭でその旨を申し立てなければならぬのである。

バランガイ・キャプテンがこれを受理すると、五日以内に、バランガイ・キャプテンは、その相手方に対して、召喚状を送付して、一〇日以内に申立人およびその関係者を自己の前に招集しなければならない。そして、そこで、委員会 (バランガイ・キャプテン) のもとで、両者が自由に話し合い、紛争の解決が行われるのである。

委員長は六日以上一五日以内にその解決を図らなければならないのである。

ところで委員長がもしも、解決を図ることができなかった場合には、バランガイ調停會議が設置されることとなる。この會議はバランガイ・キャプテンが、バランガイ裁判所 (調停委員会) の構成員のなかより、三名の委員の選出を行うのである。これには、紛争当事者の同意が必要である。

バランガイ調停會議では、当事者を招集して、円満な解決を試みるのである。その期間は、一五日以内とされている。もし、この期間内に解決をみない場合には、さらに一五日間の延長が認められているのである。

もしも仮に、ここでも解決しなかった場合には、その旨を記載した証書が交付され、申立人は、それをもって、普通裁判所へ提訴できるのである。⁶⁾

ところでバランガイ裁判所の管轄であるが、バランガイ裁判所制度では、そのバランガイに住んでいる住民同氏の紛争と婚姻に関することは除いた家庭内の争いを円満に解決することに目的をおいているのであり、つまり、ここでは、あくまでも個人対個人の争いに限られている。したがって、当事者が政府であるとか企業、公務員である事件は

ここでは除外される。また労使紛争も除外されるのである。

これ以外の民事事件は処理されるのである。別の balan-gai の財産に関する紛争、または別の balan-gai に住む者との紛争に関しては、関係 balan-gai が合同で裁判に当たるのである。

刑事事件に関しても、この裁判所に管轄権があるものがある。それは、三〇日以下の拘禁または、二〇〇ペソ以下の罰金を命ぜられる事件については、この裁判所に管轄権がある。ここでは、示談による解決が目的となってくるであろう。刑事事件で、balan-gai 裁判所に管轄権がある事件は具体的には、次の事件である。⁶³⁾

①公共の場での威嚇行為。例えば、ファイアークラッカーなどを投げたり、鳴らしたりする行為である。②私文書偽造。③証拠の隠蔽行為。④数名による乱闘行為によって起こった傷害事件出、九日間の軽傷事件。⑤軽い軽傷事件（全治九日間の負傷）。⑥家屋などへの不法侵入。⑦軽い恐喝事件。⑧不当な妨害行為。例えば、宗教的儀式への妨害行為がそれである。⑨軽い窃盗事件。⑩器物破損。⑪詐欺。⑫放火。⑬故意で汚物を排出する行為。⑭口頭による名誉棄損。⑮文書による名誉棄損。⑯信用毀損。⑰過失。⑱親族窃盗などである。

この制度は、法律家をできるだけ廃除し、紛争当事者と地域住民で、紛争を納得のいくように解決するというところに重点をおいている。したがって、裁判所の負担の軽減と訴訟の遅れという問題解決という目的を、達成するというだけでなく、balan-gai というレベルでの市民参加による紛争解決で、住民の一体感が増すという大きな役割がある。さらに、そうすることで住民の正義感が達成されると考えられる点では評価できるものではなかるうか。しかしながら、問題点もないわけではない。その一つとしては、balan-gai・キャプテンへの権力の集中である。筆者がフィリピン在住中、法律関係者から、balan-gai・キャプテンと balan-gai 裁判とを分断するという動きがあることを聞いたが、あくまでも聞いた話でしかないが、このことは当然な動きかもしれないのである。

まとめてにかえて

——地域生活と地方政治との接点としてのバラングイ制度——

これまで、バラングイ制度について述べてきたのであるが、フィリピンの地方制度の特徴としてあげられることは、中央集権主義⁶⁵である。また、制度としては、アメリカの影響を受けてはいるが、運用は、フィリピンの伝統に即して行われているのである。これが、フィリピンにおける地方政治の特徴である。しかし、これはなにもフィリピンだけの特徴ではない。日本でもそうではないか。また、アジア地域もしかりである。

バラングイ制度の成立過程を第一部で述べたが、そこから想像できるように、これが、マルコス選挙対策の産物であり、マルコスの独裁政権確立の基盤であったという批判も一部にはある。しかし、これが今日、フィリピンで果たしている役割は非常に大きいのである。そのひとつとして、今日でも、新政権下でバラングイのより一層の充実を図ろうとしているのである。

また、バラングイの存在する意義もおおきいと考えるのである。なぜなら、地方政府としてのバラングイは何らかのまとまりのある地域生活の単位であるからだ。農村部では、伝統的な地域生活の単位として、都市部では、カトリック教会の教区⁶⁶などと重なって存在しているのである。そして、このバラングイは憲法及び地方自治法典のなかで明確に位置付けられているのである。この意味は大きい。国民全員がバラングイに組み込まれて、これを通して政治に参加できるのである。バラングイの役員は比較的狭い地域で選挙によって決められる。(バラングイ書記と出納官は別だが)したがって、政治も身近なとも言えるであろう。したがって筆者が感じたことであるが、この選挙による遺恨はほとんどないように思えるのである。ところで、選出された役員はバラングイ議会を構成するし、執行部ともなる。この執行部は当然、行政機能を發揮するのである。さらに、裁判所もあわせもつのである。つまり、三権を有してい

るのである。そして、そのトップは言うまでもなくバランガイ・キャプテンである。彼に権力の集中という批判はないが、しかし、その強い力で、この任意政府 (Voluntary Government) ⁽⁶⁾ を機能させているのである。また、バランガイ特有のバランガイバランガイであるが、これはなかなか評価できるものではないか。今日の日本と比較すれば、町内会、自治会との青年の係わりあいは、極めて少ないのである。このことからすれば、少し注目に値するものではなからうか。

さてこれまでに、バランガイについて述べてきたが、これと町内会を比較するのは、少し乱暴かもしれない。しかし、両者が昔から存在していて、任意の組織という点では共通しているのである。そして、一方では、市民参加による地方政治となり、また一方では、そうなる可能性をもっているのである。

この両者の比較研究を今後のテーマとして、この研究を続けていきたいのである。

注

- (1) 中川 剛『行政権の研究』一五四頁以下(良書普及社 一九八三)
- (2) 中川 剛「フィリピンのグラスルーツ」三二頁以下『自治研究第56巻1号』
- (3) 中川 剛・前掲『行政権の研究』一五七頁
- (4) 中川 剛・『海洋型アジア文化の基層』二頁(勁草書房 一九八三)
- (5) 中川 剛・前掲書三頁
- (6) 世界一周を目指したマゼランは一五二一年三月一日にレイティ島に到達する。これが、フィリピンがはじめて世界史の中に登場したときである。これまでの時代を前スペイン時代と呼ぶ。

G. F. ZAIDE * S. M. ZAIDE 『PHILIPPINE HISTORY AND GOVERNMENT』

P. 60 (National Book Store, INC. 1987)

- (7) 池端雪浦「東南アジア基層社会の一形態——フィリピンのバランガイ社会について」(東洋文化研究所第五四冊 一九七二)のなかで説明されている。
- (8) 池端雪浦、生田 滋『東南アジア現代史Ⅱ』一六頁(山川出版社 一九七七)
- (9) 池端・生田・前掲書一六頁
- (10) 池端雪浦・前掲論文八七頁
- (11) 池端・生田・前掲書一六頁
- (12) 池端・生田・前掲書一八頁
- (13) 北原 淳『東南アジアの社会学』一〇二頁(世界思想社 一九八九)
- (14) 池端・生田・前掲書一八頁
- (15) レガスビイはスペインのフィリピン植民地化政策の司令官として一五六四年一月二日、スペインより派遣される。
(G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE, Ibid. P. 64)
- (16) 萩野芳夫「フィリピンの社会と法一」『法の支配No. 84』二七頁(日本法律家協会 一九九二)
- (17) 萩野芳夫・前掲論文二八頁
- (18) T. A. AGONCILLO 『INTRODUCTION TO FILIPINO HISTORY』(GAROTECH 1974)
- (19) T. A. AGONCILLO Ibid. P. 48
- (20) 萩野芳夫・前掲論文二八頁
- (21) T. A. AGONCILLO Ibid. P. 46
- (22) エコミンダとは特定の団体や個人にある一定の期間、土地を与えて、そして王の代理人としての地位を与える制度である。受託者は、管理している土地から租税を徴収できるものである。(G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE Ibid. P. 73)
- (23) 萩野芳夫・前掲論文二八頁
- (24) 萩野芳夫・前掲論文二八頁
- (25) G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE Ibid. P. 70
- (26) 大坪省三・池田正敏「フィリピンのバランガイ」『東洋大学創立一〇〇周年記念論文集1』一六九頁

- (27) 大坪・池田・前掲論文一六九頁
- (28) G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE Ibid P. 202
- (29) 大坪・池田・前掲論文一七〇頁
- (30) マグサイの大統領在職期間は一九五三年から一九五七年までである。
- (31) バリオ憲章は一九六〇年一月一日施行
- (32) この議会の構成は、リネートナントが議長であり、会計一名、議員四名、副リネートナントで構成されている。
- (33) このころのフィリピンは、政治腐敗が進み、それに対する学生運動が激化していた。
- (34) G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE Ibid P. 218)
- (34) マルコスはこの危機を打破し、治安の維持や社会改善をする必要があると述べている。
- (G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE Ibid P. 220)
- (T. A. AGONCILLO Ibid P. 246)
- (35) 戒厳令にまつては一九三五年憲法のなかで規定している。大統領にこの権限がある場合は、外国からの侵略、暴動、反乱の場合である。
- (36) 一九七二年二月二日発令された『Presidential Decree No. 86』を指す。
- (37) 一九七二年一月五日発令された『Presidential Decree No. 86-A』を指す。
- (38) フィリピンで法典と呼ばれるものは、現在「タガログ」M. J. GAMBOA『AN INTRODUCTION TO PHILIPPINE LAW』P. 11 (CENTRAL LAWBOOK PUBLISHING CO, INC. 1990) にある。
- (39) 現在の憲法は一九八七年二月一日発効された。
- (40) プランガイの総数はフィリピン全土に四一四九ある。(G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE Ibid P. 283)
- (41) R. B. ARALAR『BARANGAY- THE BASIC LOCAL GOVERNMENT UNIT-』(Kalayaan Press Mktg Ent INC. 1993)
- (42) R. B. ARALAR Ibid P. 26
- (43) R. B. ARALAR Ibid P. 31

- (44) バランガイ・タノッドは自警団組織である。隊長は拳銃の携帯が許可されている。
- (45) 大坪・池田・前掲論文二七〇頁
- (46) 失業率は一〇・五%（一九九一年）『東南アジア要覧一九九二年度版』
- (47) 適切な日本語訳がつけられないが、有料舗装道路である。
- (48) 日本の朝市に似ている。
- (49) バランガイ・キャプテンの場合には、一ヶ月、一〇〇〇ペソ以内の報酬が保障されている。バランガイ議員は、六〇〇ペソ以内である。
- (50) 小学校六年間、ハイスクール四年間の一〇年間が義務教育期間である。
- (51) バランガイ議会に対して、そのバランガイ内の選挙権を有する者が五〇名以上の連署をもってバランガイ条例の制定または改廃の請求ができるとされている。この請求があった場合、三〇日以内にバランガイ議員は適切な処置をしなければならぬ。
- (52) 大坪・池田・前掲論文二六九頁
- (53) Section 423 Local Government Code of 1991
- (54) フィリピン語とは、フィリピンで多く話されているタガログ語を基本としている。
- (55) 「DIKSIYUNARYONG INGLETS-PILIPINO-PILIPINO-INGLES」(National Book Store INC 1968)
- (56) これについては、原文を見ればわかるが、F. G. AYSON, J. P. ABLETT EZ 『BARANGAY-ITS OPERATION & ORGANIZATION』(National Book Store INC, 1989) では、本文のよって解説されている。
- (57) 原文を見ればわかるが、F. G. AYSON, J. P. AZALETEZ Ibid P. 64 では、本論文のよって説明されている。
- (58) 原文を見ればわかるが、F. E. MARCOS 『An Introduction to the Politics of Transition』 P. 6 (Marcos Foundation INC, 1978) では、本論文のよって説明されている。
- (59) 一九七八年十一月二〇日に発令された
- (60) 安田信之『アジアの法と社会』三五二頁（三省堂 一九八七）

- (61) 一九八一年を例にとると、バランガイ裁判所に持ち込まれた訴訟件数は全部で六三〇七七件あり、そのうち、五八九六二件が解決をみているのである。
- (G. F. ZAIDE, S. M. ZAIDE Ibid P. 293)
- (62) 「シンガポールの憲法」(ASIA WEEK June 28, 1996)
- (63) R. B. ARALAR Ibid P. 70
- (64) 加藤富子「フィリピンとタイの地方行政」『自治研究第四四卷八号』一四二頁(良書普及社 一九六九)
- (65) 中川 剛「遵法と変容」(広島法学第六卷四号 一九八三) 五頁以下
- (66) 大坪・池田・前掲論文三三四頁

その他参考文献

- 萩野芳夫「フィリピン市民権の研究Ⅰ」(関東学院法学第三卷第一号 一九九三)
- 服部民夫『東アジアの国家と社会 4 韓国』(東京大学出版会 一九九二)
- 大坪省三・池田正敏「フィリピンにおける地域社会と生活」(東洋大学社会学部紀要第二八二二号 一九九二)
- 大坪省三・池田正敏「一九八九年バランガイ選挙の顛末」(東洋大学社会学部紀要第二七二二号 一九九〇)
- 萩野芳夫「フィリピンの社会と法」『法の支配No. 89〜92』(日本法律者協会 一九九二〜九三)
- 中川 剛「フィリピン憲法の歴史的展開」(広島法学第一六卷第四号 一九九三)
- J. G. BERNAS 『THE 1987 PHILIPPINE CONSTITUTION』(REX Book Store 1987)
- V. L. AGUSTIN 『THE BARANGAY: The Basic Political Unit-』(CENTRAL PUBLISHING CO. 1992)
- J. R. SIBAL 『THE LAW ON PUBLIC OFF ICES AND OFFICERS』(CENTRAL LAW BOOK PUBLISHING, CO. 1993)
- C. L. Pe & A. F. Tadiar 『Katarungang Pambarangay』(UST Press 1979)